

給与明細書・源泉徴収票の見方

① 支払金額

一年間の給料と賞与の合計額で、手取りではなく額面を表し、いわゆる年収にあたります。なお、定期代等の非課税通勤費が給与と一緒に支給されていても、この額には含まれません。

② 給与所得控除後の金額

「支払金額－給与所得控除額」で計算されます。給与所得控除とは、いわゆる「必要経費」にあたるもので、会社員の場合は給与等の収入金額に応じて一定の式で算出します。

〈給与所得控除額速算表〉 ※給与等の収入金額が660万円未満は概算となります。

給与等の収入金額(給与等の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
162.5万円以下	550,000円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 100,000円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 80,000円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 440,000円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 1,100,000円
850万円超	1,950,000円(上限)

③ 社会保険料等の金額

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等の合計金額になります。

④ 生命保険料の控除額

生命保険料や個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。制度全体における所得税の所得控除限度額は12万円となります。

⑤ 介護医療保険料の金額/新個人年金保険料の金額/新生命保険料の金額/旧個人年金保険料の金額/旧生命保険料の金額
2012年以降に契約し当年に支払った「介護医療保険料の金額」、2012年以降に契約し当年に支払った「新個人年金保険料の金額」「新生命保険料の金額」、2011年以前に契約し当年に支払った「旧個人年金保険料の金額」「旧生命保険料の金額」です。「生命保険料の控除額」がある際に、それぞれ記載されます。

⑥ 所得控除の額の合計額

税額を計算する上で控除される、社会保険料控除、基礎控除(本人の控除分)、配偶者(特別)控除、扶養控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦控除などの合計が、「給与所得控除後の金額」から控除されます。

⑦ 源泉徴収税額

「②給与所得控除後の金額」から「⑥所得控除の額の合計額」を差し引いた額(課税所得)に税率を乗じて算出します。記載例で計算すると、(3,560,000円－920,000円)×10%－97,500円＝166,500円となります。

〈所得税の速算表〉

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

は、確定申告が必要です。勤務先などで実施される年末調整では控除を受けることはできませんのでご注意ください。

各種控除の申請と控除額の計算例

◆医療費控除

本人と生計を同じにする配偶者やその他の親族のために支払った医療費(毎年1月1日から12月31日までの分)がある場合には、原則として翌年3月15日までに確定申告をすると医療費控除が適用され、税金が還付されることがあります。確定申告書(税務署等で入手)に必要な事項を記入し、源泉徴収票と医療費の明細書(領収書貼付)を税務署へ提出すると、4月から5月頃に指定口座へ還付されます。



例えば、課税所得金額が500万円の人が、その年の自己負担分として100万円かかり、生命保険からの入院給付金が30万円あった場合の医療費控除額は、100万円－30万円－10万円＝60万円となります。還付金額は医療費控除額60万円×所得税率20%(左ページ速算表参照)＝12万円です。

※医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制(スイッチOTC医薬品控除)の適用を受けることができます。従来の医療費控除と併用はできず、どちらか一方のみ選択となります。

◆寄附金控除

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対して「寄附」を行った場合には、「寄附金控除」という所得控除が受けられます。なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金、および公益社団法人等に対する寄附金の中には、所得控除ではなく、税額控除を選択できるものもあります。所得控除と税額控除のどちらを選択したほうが有利かは、その支出した寄附金の金額や、その人の所得金額によりますので、下記の方法で計算してみてください。

・「所得控除」適用の場合

寄附金額(総所得金額等の40%相当額が限度)－2,000円＝寄附金控除額

・「税額控除」適用の場合

(寄附金額(総所得金額等の40%が限度)－2,000円)×40%
＝寄附金特別控除額(所得税額の25%相当額が限度)

社会保険における「若年層の負担」のこれから

現在の社会保険制度の仕組みは、「世代間の支え合い」が基本となっています。年金制度は、現役世代が支払う保険料を使ってその時点の受給者へ給付されます。また、医療制度についても、高齢者の費用の多くを現役世代が賄っているのが現状です。今後さらに少子高齢化が進めば、高齢者を支える現役世代の労働人口が減少する一方で、高齢者による年金・医療の受給者が増加していきます。当然、税金・社会保険料などの国民一人当たりの負担率は、一層重くなっていきます。現在、年金や医療などの社会保険制度において、「生まれた世代ごとに受益と負担が大きく異なり、若年世代ほど不公平である」という世代間格差が大きな問題となっています。社会全体で、いかに若年世代の負担を減らすかを考えなくてはならないと同時に、**個人としても、しっかりとしたライフプランが重要**になっているといえるでしょう。

確定申告での医療費控除・寄附金控除について

医療費控除や寄附金控除などを受けると税金が戻ってくる(還付)があります。そのために